

災害時における特別措置の詳細

被災された電気の使用者の供給地点または被災された発電者の受電地点に対する特別措置の詳細は以下のとおりです。

特別措置の項目	概要説明
接続送電サービス料金等の料金算定日の延長	被災された供給地点の接続送電サービス等の料金について、災害発生日が属する月の前月の料金※、および災害発生日が属する月からその翌々月の料金算定日をそれぞれ1ヶ月延期いたします。 ※支払期日が災害発生日以降のものに限ります。
不使用日の接続送電サービス料金等の割引	被災された供給地点において、被災時から引き続き全く電気を使用されない場合には、被災日が属する月から6ヶ月後の月の末日まで接続送電サービス料金等の基本料金に対して割引を行います。割引率は、4%/1日といたします。 ※適用期間中に使用量が発生した場合は、使用量発生日の前日までを適用期間といたします。
工事費負担金の免除	被災を受けた供給地点において、被災時から引き続き全く電気を使用されずに契約を廃止され、被災前と同等の契約内容で申し込まれた場合で、その申込が災害発生日が属する月から6ヶ月後の末日までに行われた時は、工事費負担金を免除いたします。
臨時工事費の免除	被災を受けた供給地点において、再建等のため、臨時送電サービスの申込が行った場合で、その申込が災害発生日が属する月から6ヶ月後の末日までに行われた時は、臨時工事費を免除いたします。
使用不能設備に相当する接続送電サービス料金等の一部免除	被災を受けた供給地点において、電気設備が災害のため、一時使用不能となった場合、災害発生日が属する月から6ヶ月後の月の末日まで、その使用不能設備に相当する基本料金を免除いたします。

諸工料の免除	被災を受けた供給地点において、再建等のため、引込線、計量器、その他付属装置、区分装置および通信設備の取付位置の変更申込があった場合で、その申込が災害が属する月から6ヶ月後の月の末日までに行われた場合は、その初回の工事に要した実費を免除いたします。
系統連系受電サービス料金の支払期日の延長	被災された受電地点の系統連系受電サービス料金について、災害発生日が属する月の前月の料金※、および災害発生日が属する月からその翌々月の料金算定日をそれぞれ1ヶ月延期いたします。 ※支払期日が災害発生日以降のものに限ります。
不使用日の系統連系受電サービス料金等の割引	被災された受電地点において、被災時から引き続き全く電気を使用されない場合には、被災日が属する月から6ヶ月後の月の末日まで系統連系受電サービス料金の基本料金に対して割引を行います。割引率は、4%/1日といたします。 ※適用期間中に使用量が発生した場合は、使用量発生日の前日までを適用期間といたします。
運転不能設備に相当する系統連系受電サービス料金の一部免除	被災を受けた受電地点において、発電設備等が災害のため、一時運転不能となった場合、災害発生日が属する月から6ヶ月後の月の末日まで、その使用不能設備に相当する基本料金を免除いたします。